

航空分野における経済安全保障推進法の特定社会基盤役務の  
安定的な提供の確保に関する制度の解説

問 1

国際航空運送事業・国内定期航空運送事業の特定重要設備として、省令で「飛行計画を作成する機能を有する情報処理システム」と記載されていますが、具体的にはどのような設備が該当しますか。

(答)

- 具体的には、以下の設備が国際航空運送事業・国内定期航空運送事業の特定重要設備として該当します。
  - ・ 各種システムと連携して得た情報を基に、搭載燃料、離着陸重量、飛行経路、代替飛行場等を記載した飛行計画を作成するシステム（以下、「飛行計画作成システム」という。）

問 2

国際航空運送事業・国内定期航空運送事業の構成設備として、省令で以下のとおり記載されていますが、具体的にはどのような設備が該当しますか。

- イ 飛行計画の作成の用に供するサーバー
- ロ オペレーティングシステム
- ハ 飛行計画を作成する機能を有するプログラム

(答)

- 具体的には、それぞれ以下のものが該当します。
  - ・イ 飛行計画作成システムを構成するサーバー（データベースサーバー及びアプリケーションサーバーを含む。）
  - ・ロ ハの実行を制御するためのオペレーティングシステム
  - ・ハ 飛行計画作成に使用するアプリケーションソフトウェア

問 3

飛行計画作成システムの重要維持管理等には具体的にどのような行為が該当しますか。

(答)

- 国際航空運送事業・国内定期航空運送事業については、具体的には以下の行為が重要維持管理等として該当します。

**【維持管理】**

サーバーの保守点検、機器の修理及び部品の交換、オペレーティングシステム及びプログラムの更新（ベンダーが一般に公開するオペレーティングシ

システムのバグ修正などのパッチ適用、プログラムのバージョンアップを伴わない不具合の修正などを除く。)

#### 問 4

航空運送事業における特定重要設備の機能に関する変更とは、具体的にどのような変更ですか。

(答)

- 航空運送事業における特定重要設備の機能とは、飛行計画の作成に係る作用をいいます。「機能に関する変更」とは、一般には、その作用自体の変更（新たな作用の追加、作用の一部の除去、異なる作用への転換）に加え、作用自体を変更しなくとも、その作用の構築に中核的な役割を果たしている設備、機器、装置又はプログラムを変更する場合も含まれますが、具体的にどのような変更が機能に関する変更にあたるかは必要に応じてご相談ください。
  
- 一方で、プログラムのアップデート等に伴い当該プログラムのバージョンや名称が変更される場合であっても、その変更が特定重要設備が有する固有の役割を果たす作用に影響を及ぼさない場合には、「機能に関する変更」には該当しません。

#### 問 5

航空分野において、リスク管理措置の導入⑭・重要維持管理等⑨にかかる国内の関連法規や国際的に受け入れられた基準とは何が該当しますか。

※内閣府の技術的解説参照

(答)

- 国内の関連法規のうち、特定社会基盤事業を規律する及び設備の安全基準に関連する法令は、航空法となります。